

倶知安町地域防災計画の修正概要について

令和7年3月修正

1 倶知安町地域防災計画について

「倶知安町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町、北海道、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、倶知安町防災会議（会長：倶知安町長）が作成するもの。

2 計画修正の趣旨

防災基本計画及び北海道地域防災計画等の修正並びに町独自の見直しを踏まえて所要の修正を行うものである。

3 修正の概要

【1】主な修正内容

【第3章 防災組織】

- 札幌管区気象台の現状の運用や各種基準の変更に伴う修正

【第4章 災害予防計画】

- 災害中間支援組織(※)の育成・強化に努める旨を記載
- 災害ボランティアセンターの運営者や設置場所等の明確化に努める旨を記載
- 指定緊急避難場所及び指定一般避難所等の見直し（町独自見直し）
新たな浸水想定区域の指定に伴う指定緊急避難場所及び指定一般避難所等の避難が適合する異常な現象等の見直し
- 避難所における冷房の確保に留意する旨を追加
- 個別避難計画の作成に当たり積雪寒冷等の課題に留意する旨を記載
- 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術の活用を検討する旨を記載
- 地区防災計画についての記載内容を充実（町独自見直し）
自主防災組織の作成した地区防災計画が、防災会議に提出された場合、防災会議は地域防災計画に定めるかどうか審議・判断すること
その必要があると認めた場合は、地域防災計画に定めることを明記
認定した地区防災計画名、該当町内会等を記載

【2】その他

表記・表現の適正化